

別紙

専 決 処 分 書

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の
授業料等に関する条例の改正について

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の
授業料等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2Bの項中「700」を「0」に改め、同表注7中「と認定された世帯にあっては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円）とし、」を「又は」に、「この表の（ ）内の額」を「1,800円」に改める。

(前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和35年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2階層の項中「1,200」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

前橋市長 山 本 龍